

	文書分類	回 覧 処 分				
	M・5・1・8	会 長	副 会 長	事 務 局 長	係 長	係 員
月 日	保存種別					
	永 久					

# 川崎町農業委員会

## 9月総会議事録

期 日 令和元年9月10日(火)

場 所 川崎町役場2階入札室

令和元年9月10日開催、川崎町農業委員会総会を川崎町役場2階入札室に招集する。

1、総会事務局開会宣言 午後1時30分

2、出席委員(13人)

1番	土田 大作	2番	高山 富昭	3番	田所 義信
4番	中村 明	6番	政時 修	7番	松江 英幸
8番	大内田峰夫	9番	谷 照明	10番	原 健治
11番	原口 友博	12番	横田裕子	13番	山下 理江

3、欠席委員(1人)

5番	西山 一郎
----	-------

農地利用最適化推進委員

鍋藤 清隆	木下 重光
松崎 政臣	川根 節生
中島 隆	

4、本会事務局 係長：林勇 主事：北代省吾 農林振興係長：東田伸一

5、事務局長開会あいさつ

議事日程

議事録署名委員の決定

議事録署名委員の氏名 第3番 ●●委員 第6番 ●●委員

議案第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地集積計画（所有権移転）について

議案第2号 非農地証明願いについて（1件）

その他

事務局

みなさんこんにちは、定刻になりましたので、9月の農業委員会総会を始めたいと思います。本日は、13名中、12名の出席であります。定足数に達していますので、総会が成立しております。ただいまから総会を開催します。

それでは、議事を行いたいと思います。議長は会議規則第4条の規定により会長に議事進行をお願いしたいと思います。

それでは、議長お願いします。

議長

(挨拶)

それでは議題に入る前に議事録署名人を指名させていただいてもよろしいですか。

農業委員

はい。

議長

それでは3番委員の●●委員さんと6番委員の●●委員さんよろしくお願いたします。議案第1号についてですが、会議規則15条の規定により委員の同居または親族に関する事項について議事について関与することはできませんので、4番の●●委員は退席をお願いします。(●●委員退席)

それでは事務局説明をお願いします。

事務局

議案第1号の農業経営基盤強化促進法に基づく農用地集積計画（所有権移転）について説明します。

当地は、令和元年7月の総会の議案第2号で譲渡人の●●氏より、農地売買事業を利用し、農地中間管理機構に売り渡した物件であります。今回は農地中間管理機構から●●さんに譲渡するものであります。朗読いたします。番号1、譲渡人住所、●●番地、氏名、公益財団法人福岡県農業振興推進機構、理事長、●●、譲受人住所、●●番地、氏名、●●、自作地●●㎡、土地の所在、●●番、地目、田、地積、3099㎡、農業経営基盤強化法による法律関係は所有権移転であります。所有権移転後の主たる経営作物は水稻です。契約内容は売買であります。2ページに位置図と、3ページに航空写真を添付しておりますので、確認をお願いいたします。当地は農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件はすべて満たすと考えます。9月2日に、●●農業委員、●●農業委員、●●推進委員と現地調査をいたしました。以上です。

議長

それでは現地確認をした●●推進委員は補足説明をお願いします。

●●委員

当地についてですが現在は水稻をしっかり耕作しておりますし、何も問題はありません。以上です。

議長

それでは質疑のある方挙手をお願いします。ないようですので、お諮りします。議案第1号について、原案通り賛成の方は挙手をお願いします。（賛成多数）賛成多数ですので、議案第1号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地集積計画（所有権移転）についてについて、原案のとおり承認とします。（●●委員着席）

議長

続きまして、議案第2号非農地証明について事務局の説明をお願いします。

事務局長

議案第1号非農地証明願いについて説明します。朗読いたします。申請者は、申請者住所、●●番地、氏名、●●、土地の所在は、

大字安真木●●番地、登記簿では田になっておりますが、現況は宅地となっております。地積は749㎡です。申請理由は40年以上前より、宅地として利用しており、今後農地への復旧が困難であるということです。現地確認につきましては、9月2日に●●農業委員と●●推進委員にさせていただきました。5ページにゼンリンの位置図を添付しております。6ページに航空写真、7ページに現況写真を添付しております。6ページの航空写真の所有者名義が●●となっておりますが、平成31年3月16日付けで、●●へ相続しております。農地への復旧は困難と思われる、また宅地として課税されています。近隣の営農にも影響がないと思われるので、非農地証明交付はやむを得ないと考えます。

議長 ありがとうございます。それでは現地確認をいたしました、●●推進委員は補足説明をお願いいたします。

●● 委員 資料の6ページを確認していただくと分かると思いますが、③のところは宅地として利用していたが、昭和53年くらいに鉱害復旧の関係で、地上げしたときに、全体的に宅地化してしまったのだと思われます。現状写真を見ていただいておりますように、立派な塀をつくられており、完全に宅地化されていますので、約40数年このままの状態でご経過しており、本来であればもっと早く農地転用すべきだったと現地でも話しましたが、地主さんの先々代のころから農地法をよく理解しないまま現在の状況に至っています。農地復旧は無理だと思えます。以上です。

議長 ありがとうございます。ただいまの事務局の説明と推進委員の補足説明がありましたが、質疑のある方は挙手をお願いします。ないようですので議案第2号非農地証明願いについて、原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。（賛成多数）賛成多数のようですので議案第2号非農地証明願いについて、原案のとおり承認とします。続きまして、その他に入ります。何かありましたら挙手をお願いします。

事務局 事務局から5点ほどあります。1点目は農地パトロールについてです、去年は暑い中でしたが、今年は雨の中皆さんご協力ありがとうございました。2点目は農業者年金と農業新聞について加入

推進をお願いいたします。3点目は活動記録簿の提出をお願いいたします。お手元に一部配布している、活動記録簿の記入例を参照されて、記入をお願いいたします。4点目は、町議会議長である櫻井議長からの書類なので、ご熟読よろしくをお願いいたします。5点目は、研修視察についてですが、11月23日から11月24日に決定しました。予約の関係がありますので、どうしてもいけない方は早めに連絡をお願いいたします。

事務局

農林業センサスの調査員について依頼

農林振興課

人・農地プランについて説明及び多面的機能支払交付金について周知

議長

他ありませんか。ないようですので、令和元年度9月の農業委員会総会を閉会いたします。なお次回の、農業委員会総会は10月10日の午後7時より開始しますのでお間違えの無いようお願いいたします。お疲れ様でした。

閉会 午後14時10分

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

署名人

3番委員 \_\_\_\_\_

6番委員 \_\_\_\_\_

議長 \_\_\_\_\_